

# 総務文教委員会 会議録

開催年月日	令和2年5月21日(木)	場 所	議会委員会室
案 件	・議案第18号(令和2年第1定)「富良野市景観条例の制定について」 ・調査第1号「徴税実務の現状について」		
出席委員	佐藤委員長、関野副委員長、小林委員、今委員、天日委員、宮田委員		
欠席委員	—	事務局	清水・大津
オブザーバー	—	傍聴者	—
説明員	—		
開会時刻	10時00分	実会議時間	01時間52分
		休憩時間	00時間15分
閉会時刻	12時07分	延会議時間	02時間07分
次回日程	5月26日、議員協議会等終了後、5月27日を予備日とする		
要点記録	<p>&lt;概 要&gt;</p> <p>○議案第18号(令和2年第1定)「富良野市景観条例の制定について」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各委員から提案された課題の整理・確認 北海道景観条例第10条に規定の「専門家による助言指導」、富良野らしさの自然環境を守る条例第15条の規定中「環境保全調書」の景観条例における承継の状況、景観理念(第2条)の扱い、広域景観の扱い、農村景観の具体的表現が無い点について。</li><li>・課題に対する検討の結果、担当へ問合せすることを決定 富良野らしさの自然環境を守る条例第15条の規定中「環境保全調書」の景観条例における承継の状況については、事務局を通じ担当課へ問合せすることとした。</li><li>・条例の逐条について読み合わせ 第2条以外については、了とした。第2条(基本理念)については、後日委員相互で議論を行いたい。</li></ul> <p>○調査第1号「徴税実務の現状について」</p> <p>報告書の素案について、委員相互で議論を行う。意見の一致を見た点は5点と確認し、文言整理を行う。</p> <p>また、相談業務の拡充について意見が出され、意見が一致した点として加えることを確認。加筆方法については委員長へ一任。</p>		

以上、委員会会議録について富良野市議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

委員長 佐藤 秀 靖

# 総務文教委員会会議録(抜粋)

令和2年4月30日  
議会委員会室

開会 09:59

閉会 11:46

(前段の説明は省略)

○佐藤委員長

はい。はい、ありがとうございました。  
今、るる御説明をいただきました。  
委員の皆さんのほうから御質問等あればお願いをします。

○宮田委員

はい、宮田委員どうぞ。  
るる説明、そして施行までの間の北海道の景観条例引用するということで、説明がございました。

その中でですね、この良好な景観を形成するための施策、富良野の富良野市景観条例、これが施行するに当たって、富良野らしさの自然環境を守る条例を廃止するということについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

富良野らしさの自然環境を守る条例っていうのは、結構、環境重視であって、その景観、また異質なものでないかというようなことが、僕は考えますけれども、この自然らしさの、富良野らしさの自然環境を守る条例を、この富良野市景観条例制定に伴って廃止するという、至った経緯、それから違いなんかが、ちょっと非常にわかりにくいんですけども、廃止という良好なかん…、富良野らしさの自然環境を守る条例の第3条あたりは、良好な環境、自然環境ということで、環境重視だと思うんです。

こちらの富良野市の景観条例のほうは、良好な景観ちゅうのが1番の重視されてるということで、ここら辺、僕は廃止すべきなのかどうかっていうことでは、廃止しなくても良いんじゃないかなという感じはありますけども、そこら辺ちょっと説明お願いしたいと思います。

○佐藤委員長

はいどうぞ

○関澤企画振興課長

はい、宮田委員の御質問にお答えします。  
富良野らしさの自然環境を守る条例、違いの部分ということでありますけれども、富良野らしさの自然環境を守る条例については、委員御指摘のとおり、良好な環境、良好な自然環境というようなものを守るというような規定になってございます。

実際に富良野らしさの自然環境を守る条例の中で行われている届け出の行為などについては、今回の景観条例でうたっている届け出の行為とおおむね変わらない内容となっております。

あわせて、富良野らしさの自然環境を守る条例の中で、規制のですね、規制ではないですね、届け出の対象とする高さですとか、そういったものの決まりについても、今回、条例の後、施行される規則、また景観計画に記載をしておりますけれども、

それと同じような内容となっております。

実際にですね、行う届け出に対して、市として命令ですとか、変えてくださいよっていうことは、景観、らしさ条例のほうでも行うことができるんですけども、富良野市、らしさ条例の中では罰則の規定がないことから、事業者、または個人に対して命令を出したとしても、やってください、お願いをしますというような内容となっております。

このたび提案させていただきました、景観条例では、景観法という国の法律にのっとった内容になっておりまして、景観法の中では届け出を、必要な届け出をしない場合、また、命令に従わない場合などについては、罰金などの罰則を設けているということがありまして、結果的に、富良野らしさの(自然環境を守る条例)景観条例よりも、強い規制ができるというものになっております。

また、ちょっとわかりにくい部分だというふうには思いますけれども、理念、理念やですね、そういったものについては、今回、市町村ごとに景観条例というのは、法律をもとにして定めさせていただきますけれども、オリジナルといいますか、これまでの、こういった市町村独自で持っていた条例の理念や、そういったものを引き継ぐことができるという内容になっておりまして、雛形というようなものと、まるっきり今回の景観条例と同じというわけではなく、法律にない規定も若干盛り込んでいるということをですね、御理解をいただければというふうに思います。

はい。ちょっと不十分な部分があると思いますので追加で聞いていただければと思います。

以上です。

○ 宮田委員

いや今の説明だと、要するに、さっと、富良野市の議案第18号出てきてる景観条例、これについては、やっぱり建築物の条項が多いです。景観と、どう景観を守るかという、良好な景観とはという部分にやはり、いくのかなと。

それを守るためのなんですけれども、富良野らしさの自然環境を守る条例についてはですね、やっぱり、その第1条の目的あたりからして、この景観条例の目的の第1条と、かなり異質な部分が見られて、これを富良野の特色ある、やっぱり自然環境、これを守るような3景観条例には僕はなっていないと。

だからそういうために、環境の面が入っていないのに、これをなくすことによって、じゃあ今までの自然環境団体だとか、そういうところが指摘してきた、ここ5やって工事したりしたら、こういう気絶滅危惧種がいなくなりますよとか、そういう提案がなかなかできなくなってきたり、そういうところの穴、穴埋めっていうのが、この景観条例だけじゃできないんじゃないかというふうに思って、これは、だから別物だ、環境重視なのか、この建物とか、そこら辺の重視なのかという感じで、そこら辺について御質問します。

○ 佐藤委員長

はい。

○ 稲葉総務部長

いま宮田委員の御質問でありますけれども、基本的な考え方としましては、富良野市らしさの条例を継承しているというのが、基本的な私どもの考え方です。

以前の富良野らしさの条例でありまして、開発行為やなんかも含めてですね、届け出の対象としてましたし、今回の景観条例につきましても、建物ももちろんですけど、開発行為についての事前届け出ということは、今回の部分を継承させていただいてます。

この中で先ほど課長とも、関澤課長からもお話ありましたけれども、以前の自然環境を守る条例でありますと、いわゆるお願いという形で罰則はございませんでした。

今回につきましては、景観(法)条例という9法律のもとに、委任された条例ということになりますので、そういう意味では、より強くと言いますか、あくまでも法律にのっとって、私どもの自然景観と言いますか、景観を守る、その届け出についてを整理できるという、今回の、主な趣旨であります。

先ほどありましたように景観条例という形でありますけれども、先ほど当初ありますように、富良野らしさの条例を継承しているという心意気が変わってございませんで、その言葉が、以前の創造的な田園都市というような意味合いもありますけれども、今回については、峰々の自然と暮らしが共生する田園都市富良野という基本的な理念で、あくまでも、景観というか、富良野市の環境を守るという意味合いも込めまして、移行したいというように考えているところであります。

○ 宮田委員

今、部長説明ございましたように、富良野市景観条例の中に、この自然環境を守る、この環境重視の継続、これを引き継いでというところは、どこ、どこで具体的にはどのように入ってるんでしょうか。

継承している。継承しているのと、それから、それ、それを、自然環境、要するに、建物とかそういうものは高さとか、そこの景観についてはございませんですけど、自然環境を守るという条項は、どういうふうに具体的にこの中に入ってるんでしょうか。

○ 稲葉総務部長

はい、具体的に富良野らしさ自然環境を守る条例でありますけれども、基本的な良好な、第2条でありますけれども、良好な環境確保の基本理念というところが、富良野らしさの条例では、理念的に出しています。

これに匹敵するように、景観条例につきましても、基本的な基本理念ということで、第2条のほうで同等な意味合いも含めてですね、させていただいてございます。

先ほどの建物っていいですか、建物の関係でございませんですけど、その辺の具体的な規制の高さ、届け出の高さについては規則のほうに委任する形になってはいますけれども、先ほど申しましたように富良野らしさの条例でも、開発行為等々につきましても、届け出をいただいているところでありますけれども、同様に景観条例につきましても、開発行為についても、届け出をいただくと、事前届けをいただくというように、規則のほうで考えているところであります。以上です。

○ 宮田委員

例えば、河川開発の河川の木を、伐採すると、そこの部分については、河川もそこだけ、要するに何か良くするためのための、やるといった場合に、そこに例えば絶滅危惧種だとか、そういうものがいたときの申請のあり方っていうのは、これは、この景観条例の中で行うん

ですか。

○稲葉総務部長

その件に関しましては、以前も多分そうだったと思いますけども、その絶滅危惧種等含めていろんな、いわゆる公共事業の関係につきましましては、以前もらしさ条例においてもですね、お願いして、こういうことがあるのでっていうことで、させていただいているところでもあります。

その中では、らしさ条例でも、市に届け出の適用除外ということで、公共事業については、ただ、そういう意見がありましたので、ありますので、その部分についてはらしさ条例とは別に、そういうことがありますよということで、公共の担当の、管理者のほうには説明をさせていただいているところでもあります。

ところで今回についても、景観条例につきましても、いわゆる公共事業だと思ふん、だとすると同様にらしさ条例も適用除外、届け出適用除外になりますけども、そういうお話をいただいた段階ではですね、改めて、その管理者、施工者のほうには勧めて、届け出を申し入れはさせていただくということで意味では、らしさ条例と同じような観点で進めてまいりたいというふうに思っています。

○宮田委員

今、るる説明いただきましたけどね、河川敷の公共団体が、例えば国とか道とかやる工事だけじゃなくてね、そういう土地も市有地、あるいはそういうところの入ったときの景観じゃなくて、環境を守るための、そういう富良野らしい環境を守るための制限とか、こういうところに、どこに具体的に、どういうふうな形で、入っているのかっていうことを、もう一度ちょっと説明お願いできますか。

○稲葉総務部長

先ほどもお話をさせていただきますけども、具体的なものっていいですか、指針みたいな形で、この後つくっていきます景観計画の中で、主に富良野市の考え方等々について、市民の理解をいただくということで、景観計画を策定する考えでいます。

そちらについては、先ほどありましたように、今後、この条例ができて以降、景観、条例でいけば審議会のほうで最終的に議論させていただいてますけども、基本的な考え方としましては、景観計画につきましましては、市民の皆さんにパブリックコメントみたいな形でさせていただいて、見ていただいている部分もありますけども、正式には先ほど申しましたように、条例ができて審議会ができて、その段階で景観計画を決定するということになります。

計画計画につきましましては、具体的と言いますか、この地区ごとに、こういうあり方がありますよっていうことの指針、基本方針を提案させていただいてますので、これを景観条例ができた以降にですね、審議会で最終的に係る結論を出していただくということに考えております。

この景観条例、本日は条例ですので、景観計画についてあまり詳しくはお伝えできませんけれども、そういう考え方で市民の皆様方に、お知らせというか、こういう指針で進めていきたいと、いただきたいという形で考えてございます。

後、景観計画、条例でありますけども、建物とかっていうことよりも、景観上ですね、いろんな先ほど自然環境、例えば先ほどありましたように、森林伐採とか大きな開発行為をする部分についてもですね、事前届け出っていうことが出てきますので、その理念については、らしさ条例から引き継いでるということには変わりはないというふうに思っています。

○宮田委員

すいません。ここの中で僕はね、環境を富良野のらしさの、自然環境を守る条例を廃止するという以上は、富良野らしさ自然環境を守るための、どういうふうに具体的に盛り込まれるかということをお聞きしたんですよね。

それは計画の中に審議会で盛り込むっていう、今意見ですけれども、これははじめから盛り込まれてないについて、どういうふうな形で、どのような形で、これを継続、継承する、継承するとか、言ってもらえますけども、もうちょっと具体的に聞かせていただけませんか。

○佐藤委員長

はい。暫時休憩します。

—休憩 10:42 開議 10:43—

○佐藤委員長

はい、休憩を解きます。議論を続行します。

説明員よろしいですか。はい、どうぞ。

○入交企画振興

企画振興係の入交です。宮田議員の質問に対してちょっと御回答したいと思います。

係長

条例の中ではなかなか見えない部分があるかと思っておりますけども、昨年来、景観計画策定委員会のほうで、景観計画の議論を事前に進めたところでもあります。

その議論を進める中では、景観計画の部分についても、らし、自然環境を守るらしさ条例のほうの理念を引き継ぎってということを念頭に議論させていただいておりますので、その部分は、条例の中では、らしさ条例の部分、自然環境の部分のうたいが見えないかもしれないですけども、計画の中ではらしさ条例の理念を引き継ぎという部分の背景ですとか、そういったものをうたっていく予定でおりますので、そういった部分は、見えてくるのかなというふうに思っております。

また景観、らしさ条例の中でも、事前公開ということで、いろいろ住民説明会等を記載した条例でありましたので、そういったものもホテル建設の際とかでお願いしてはいたしましたが、そういった部分の、部分も今回の景観条例の中に入っております。

この部分は、ほかの町ではなかなか見られない部分で、富良野らしいというか、そのらしさ条例でやってきたことを引き続き景観条例の中でもやっていこうというふうにしておりますので、そういった部分では、らしさ条例の部分のをよさというか、そういったものを引き継いでいく予定で考えております。以上です。

○ 宮 田 委 員

今の説明で、今度の景観計画のほうに具体的にらしさ、富良野らしさの関係条例のほうの盛り込んでいくという今お答えだったと思うんです。

それは、わかるんですけど、やっぱり現実的な、やっぱりその富良野らしさがどういうふうに、今までやっぱり活用されてきたか、なかなか、ちょっと忘れちゃったけど、一反ででしたっけ、二反以上の開発行為については、市に届ける、なければいけないとかね、そういうのがらしさ条例にあったと思うんですけど、現実には罰則規定がなかったんで、それは何か届かないで、そのまま木を切っちゃったりとか、山切っちゃったりとか、例えば、八幡丘でもね、あれじゃあ届け出あったのかっていうことになりますけども、そういうのは、市民が見て、市民が周知してて、あそこ届け出に出ているかと、何であそこやったんだかっていうのが、今らしさ条例で、があるがゆえに、結構、御存じの方は、結構、市のほうに申し出てたりとかする機会があったのですね。環境的には。

今の説明のとおり、この景観条例の中に、今のらしさの環境の関係、を盛り込んでいきますよということで、今回の質問としては終わりにしておきたいと思います。はい。

○ 佐 藤 委 員 長

宮田委員の発言、今の発言は、回答を求めるものではない、ないということですね。

はい、はいわかりました。ほかにございますか。

○ 今 委 員

それでは、中身についてというか、条例の中という意味だね。はい。

2 ページ目かな、2 ページ目 7 の 2 の 7、2 ページ目ですね、の中で、第 6 条の 3 の中にある前項規定は、景観計画の変更、括弧して規定で定める軽微なものっていうのは、具体的に軽微っていうのは一体何なのかを御説明願いたいというふうに思います。

それと、10 ページのですね、第 9 条で、9 条の(1)の部分で、規定、規定で定める規模以下のものとは一体どういうことなのか、それと、(2)のですね、農業及び林業並びに畜産を営むための行為ということ、いわゆる農業とか林業、畜産業というのは、いわゆるかん、この計画に優先するというふうに、これは言っているのか、これはどういう意味で言っているのかですね、その辺を御説明願いたいというふうに思います。

○ 関 澤 企 画 振 興  
課 長

今議員の御質問にお答えいたします。

まず、第 6 条第 3 項の前項の規定は、規則で定める軽微な変更を除くということでありませうけれども、これについては、すいません。

はい、休憩いただいてよろしいですか。すいません。

○ 佐 藤 委 員 長

はい。暫時休憩します。

— 休憩 10:50 開議 10:50 —

○ 佐 藤 委 員 長

休憩を解いて議事を続行します。

説明員よろしいでしょうか。はい、関澤課長お願いします。

○ 関 澤 企 画 振 興  
課 長

はい。まず、第 6 条第 3 項にある軽微な事項でありますけれども、これについては、景観計画を法律で規定しておりますけれども、景観計画の第 8 条第 2 項の中に区域を決める、制限を決めるなどの規定がありますけれども、それを除く行為というのが軽微な変更に当たります。

ですので、ちょっとこれを全部読み上げるのは何ですけれども、はい。ざっといきますか。はい。

景観計画においては、例えば富良野市で景観計画を定めますということになると、どの地

域を対象にしますかということが決められます。富良野市については、富良野市全域ということに決めてますけれども、この区域を一部に景観計画の区域を設けて、設けることもできます。

この区域の変更を行うというのが、重要な事項ということでもあります。あと、制限に関する事項なので、例えば高さについて規定をしております。あと、開発行為の面積についてなども規定しておりますけれども、そういったものを変えるなどというものについては、当然、景観審議会の協議を経なければならぬですけれども、それ以外の部分については、景観審議会の議論を経ずに変更することができますよという規定になっております。

逆に大きな変更する場合については、景観審議会の審議に付さなければならないという規定になっております。

続いて、第9条なんですけれども、第9条については、適用の除外ということで、今回の景観条例、全部の行為について届け出を受けるというわけではなく、規模の小さいものについては、届け出をしなくていいですよというのが、第9条1項の規定になっております。

具体的に言いますと、建築物においては、高さ10メートルかつ面積700平方メートルなど、規則にその規模について規定をすることになっておりまして、その部分を除外をするということになっております。それが3項ところですね。1項ですね、1号ですね、すいません。

2号の農業、林業、畜産業の部分に関しましては、実際に農業などですと、この景観条例の中でうたっている規模を大きく上回るような、例えば、牛舎ですとか、そういったものは、今回の規定を上回るものなんですけれども、それについては、届け出から除外をしますよというものになっております。

そういった農業と景観を守るということで、そういった事業活動のところについて、独自に農業を守っていくという観点で、今回の適用除外というものに加えております。以上です。

○ 今 委 員

その辺の部分に関しては、ある意味では、経済を優先するというふうなことではわかるんですけども、例えば畜産業なんかは、いわゆる排せつ物だとか、そういったものに関しては、それはいくら経済優先っていうふうに言ってもですね、その、その辺の規制っていうか、ものに関してはどんなふうなことを考えられているのか、どういうふうな規制をですね、設けていくのか、その辺をどう、どうなっちゃうんですかね。

○ 関 澤 企 画 振 興  
課 長

今委員の御質問でありました排せつ物等の部分に関しては、今回の景観計画、景観条例、景観計画の中でうたう内容にはなっていないです。

別な法律で規定されている部分ということで考えております。以上です。

○ 佐 藤 委 員 長

そのほかありますか。はい、今委員どうぞ。

○ 今 委 員

はい、わかりました。ありがとうございます。

それからもう1点、11条に関して何ですけれども、後段のほうに当該届け出を行う前に、当該行為の設計、施工方法について、

市長に協議をしなければ、市長に協議をしなければならないというふうに書いてありますけれども、ある意味では、ときの為政者っていうか、その人によって考え方はこれは変わるというふうに、ということなんですか。はい。

○ 佐 藤 委 員 長

はい。関澤課長どうぞ。

○ 関 澤 企 画 振 興  
課 長

はい、11条の事前協議でありますけれども、今回の景観条例に基づく届け出については、着手をする30日以上、30日前までに届け出をしていただくということになっております。

それを受けた後に、内容の審査をして必要な場合については、勧告、命令を出すということになります。事前協議の段階で、具体的に市が何かアクションをするということではありません。届け出を受けてから変更がある場合がありますので、早い段階で事前の協議をしてください。

ここでいう市長に協議をしなければならないというのは、市が届け出を受け付けるので、市長に協議をして、しなければならないというふうになっているので、時の為政者という部分では関係しないですし、実際に変更の命令、勧告などを行う場合については、都市計画審議会、都市計画委員会じゃないですね。景観審議会で協議をした結果、必要の場合については行うということですので、そこで客観性を担保しているという内容になっております。以上です。

- 佐藤委員長 ほかにございますか。  
宮田委員どうぞ。
- 宮田委員 10、10…、今の11条ですか、の中のちょっと国語の口語文の関係で、当該届け出を行う前に、行為の設計、施工方法について市長に、市長に協議しなければならないって、市長に協議しなければならないって、ちょっと意味合いが、ちょっとわかりにくいんですけど。  
市長に協議しなければならないというのは、口語的にどうなんですかね。
- 佐藤委員長 事務局お願いします。
- 議会事務局 一般的な条例のつくり方として、全ての届け出行為、あるいは何か命令等々を行う場合は、全て市長名で行うという条例上のつくりになってますんで、条例上、市に届け出ている、人格のないものに、の規定ができないということで、市長という市長に。  
はい、事実上は他の担当部局だったりそういったことになろうかと思いますが、基本的には市長に届け出、あるいは市長に行為の届け出だったり、市長が諮問を、答申を受けて命令なり何なりっていうことをするという意味合いで書かれているものであって、先ほど関澤課長が答弁したとおり市長の意思、あるいは時の為政者の意向で基準が変わるということではないということで御理解いただきたいと思うんですが。
- 関澤企画振興課長 はい、宮田委員の第11条の市長に協議しなければならないの書きぶりのところなんですけれども、この11条については、景観法には規定されていない項目です。  
景観法については、その前の条項についても、法17条第1項、そのあとの事前公開についても法16条第1項というように規定をしておりますけれども、法律に基づいた行為について、12条などについては規定をしています。  
11条の事前協議につきましては、法律に書かれていない項目を富良野市独自で盛り込んだものになっておりますので、書きぶりとして、市長に協議しなければならないということになっておまして、逆にいきますと、法律に規定されているものについては、景観行政団体に届け出をするということですので、イコール景観行政団体となった場合については、富良野市長に届け出をするという受けとめになるという内容で、法律に規定されてるか規定されていないがで、ちょっと書きぶりが変わっているということで御理解いただければと思います。以上です。
- 佐藤委員長 その他よろしいですか。  
私から、ちょっと簡単に質問なんです、富良野らしさの自然環境を守る条例の中に、用語の定義として第3条1項が良好な環境、2項が自然環境、3事業等についての、定義について書かれているんですけども、こういった書き方のほうが非常に理解しやすいのかなというふうに思うんですが、その部分は、今回の景観条例にはないということなんです、こら辺の考え方はいかがでしょうか。  
暫時休憩します。
- 休憩 11:06      開議 11:08 —
- 佐藤委員長 はい、休憩を解いて議事を続行します。  
説明員、稲葉部長お願いします。
- 稲葉総務部長 最初から。はい、佐藤委員長の質問ですけれども、らしさ条例、自然環境を守るらしさ条例、らしさ条例の第3条の用語の定義ということで、良好な環境、自然環境、事業等というところで、らしさ条例の定義をうたっていますけれども、当時つくった方たちとの話も私は聞いたことがありますけれども、このらしさ条例っていうところ名称からなんですけれども、非常にらしさ条例っていうのは、非常に何て言うんですかね、曖昧ってことはおかしいですけども、いろんなとらえ方ができるというような条例のつくりにしたというふうに伺っています。  
そういう面では、いろんな千差万別じゃないですけど、概ね皆さんの方向性、ベクトルはわかるんですけども、具体的な定義っていうのは非常にらしさというのは捉え方が難しいというふうに伺っています。  
そういう面では、この、あえてその用語の定義というところでもですね、自然な環境、自然、良好な環境、自然環境、事業等というところも、具体的にははっきりした線引きも非常にしづらいとこもあるんですけども、それはらしさ条例って性格上で、あえて、この用語の定義もつけ加えたというようなことを、当時の担当から聞いたことがございます。  
その面では、今回の景観条例っていうものに関しましては、もともとある景観法から来て

いる部分がございますので、そこに対しての用語の定義が、こちらちょっとわかりづらいのかもしれませんが、景観法から来ている部分がございますので、今回この点に関しては、用語の定義についてはうたってはないというようなことになっています。以上でございます。

○ 佐藤委員長 今回の新規条例は、らしさ条例を包含した考え方ということなので、条文に書いてないとすれば、規則なり、何なりってところで、こういう部分のところは定められるというふうに考えていいでしょうかね。

お願いします。

○ 稲葉総務部長 条例の性格上、規則に委任する条が何件かございます。

先ほどありましたように、規模の関係等につきましても、規則に委任していることとなりますけれども、この規則につきましても、景観計画が最優先になりますので、そちら景観計画が基づいて、それを担保するために規則をするという形になります。

そういう意味では景観計画の審議の段階で、皆さんに見ていただく段階でも、大体おおむね見ていただいているかと思えますけれども、基本的には先ほど言いました規模等につきましては、らしさ条例を継承したという部分につきましてですね、富良野独自のかぶせながら、らしさ条例を継承しながらさせていただいているということの規則を考えている、計画及び規則を考えているところでございます。

○ 佐藤委員長 その他ございますか。

はい、宮田委員どうぞ。

○ 宮田委員 すいませんでした。すいません、道がつくっている、広域景観形成の指針ということについて、今後の取り組みについて、簡単に言ったら、したら、方向性を、富良野の場合は、どちらかという、ここの地域、富良野市だけでなく、景観としては上富良野、美瑛まで、ましてや、遠くは旭岳までっていう感じで、景観として見たらあるんですけど、そういう景観形成の指針に今後の取り組みは、どういうふうな形で取り組んでいくのか、そこら辺を聞かせていただきます。

○ 佐藤委員長 宮田さん、ちょっと、ちょっと出っ張りすべきかなと。今、この条例のことだけだから、今、宮田委員、委員から御質問あったことについては、この景観条例のから、さらに次の段階ということなので、ちょっと議論の内容から外れてしまいますので、取り下げという形でのよろしいですか。

暫時休憩します。

—休憩 11:15 開議 11:17—

○ 佐藤委員長 休憩を解いて議事を続行します。

今、先ほどの宮田議員の質問については取り下げということでのよろしいでしょうか。はい。その他、御質問等々あれば、これで最後で伺います。いかがでしょうか。

はい、天日委員どうぞ。

○ 天日委員 市民の責務ということがここで載っております。これは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○ 佐藤委員長 はい。関澤課長。

○ 関澤企画振興課長 はい。天日委員の御質問にお答えします。

この部分に関しましては、多分に理念的なもので条文でうたっておりまして、この景観条例でうたっていることを実現するためには、市も事業者も市民も景観を守っていく、こういう基準があるんだということを御理解をいただいて、さまざまな施策に協力を願う、届け出が必要になった場合については、市民の方についても届け出の義務があるということになりますので、そういったことを御理解いただくというための条文であります。以上です。

○ 佐藤委員長 その他、はい。

小林委員どうぞ。

○ 小林委員 ちょっと確認なんですけども、新たに罰則規定が、規定が、ここではつくらないと思うんですけども、景観法、に2、法律に準ずるその罰則ということなんですけど、これ、この条例に載ってないものは、全て景観法の中のものを準ずるということでのよろしいですか。

○ 佐藤委員長 はい。関澤課長お願いします。

○ 関澤企画振興課長 小林委員の質問にお答えします。



○ 佐藤委員長

あ、課長マイク。ごめん。

○ 関澤企画振興課長

はい。小林委員の御質問にお答えします。

委員御指摘のとおり、罰則などの規定につきましては、景観法に規定をされておりまして、その規定を使うということになります。以上です。

基本的な部分に関しましては、景観条例の中に盛り込まれております。書いていない一番大きい部分は、罰則の部分になりますが、それについては、景観法によるということ、つまり法律があって、法律の委任を受けて、市町村が今回の景観業務を行いますという内容になっております。

加えて、罰則などの部分につきましては、今も、今は、北海…、富良野市は北海道が景観行政団体になっておりますので、北海道の景観条例に基づいた届け出は、今、富良野市で何か事業やる場合については行わなければならない。

それについても罰則などの規定については、景観法にのっとるというような内容になっております。以上です。

○ 佐藤委員長

皆さんからの質問は、おおむねできたかなと思いますので、説明の皆様には、これで退出をいただこうと思います。

よろしいでしょうか。

はい、説明員の皆様大変お疲れ様でした。

ここで暫時休憩します。

—休憩 11:21 開議 11:22—

○ 佐藤委員長

ただいま景観条例について、説明員のほうから御説明をいただきました。皆さんのほうからも御質問いただきました。

これについて逐条を含めて、次回、細かいところを行ってみたいというふうに思っておりますので、ぜひ、皆さんにおかれましては、この条例のみならず、事前に、この条例、条例じゃないや景観計画についてのパブリックコメントも既に終わってて、これホームページに掲載されてますんで、ここら辺も御一読いただいて、次回の細かい内容について備えていただきたいと思っております。

次回は逐条を含めて、文言を確認しながらいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

今日はこの後、あと 30 分程度をかけて徴税実務の現状について、ちょっと話をしたいというふうに思います。

事前に皆さんからそれぞれの私見を御提出をいただいたところであります。皆さん期限を守っていただいております。ありがとうございます。

事務局のほうから事前に皆様にメールで送らせていただいております。

大体、私もこれ確認をしておりますね、大体やっぱり皆さんの考え方は、ほぼ同じなのかなというところでもあります。

私の分が 1 番上に乗っかってますんで、これで話をするとですね、実はその前段、私のかん…。箇条書きで書いてある現状についてということ、ところは、報告書をまとめるに当たって、こういうところが確認はされてますよねと、いうところが書いてあるわけです。

今後の取り組むべき点ということで、こういうものをやったらどうかっていうところなんですけども、大体皆さんと一緒にするのは、この口座振替をですね、これを一生懸命やりましょうよと。いうところ、職員の能力開発等のノウハウの継承、それから、未納者の早期対応あたりが大体皆さん同じで、これプラス新しい納付方法を考えたらどうかっていうところがありました。

私自身としては下の 3 点、高齢化・経済格差による滞納防止の検討、外国人の土地所有による固定資産税滞納等の対応策の検討、ICT を活用した効率的・効果的な債権管理の調査研究をっていうのが、今後必要なのではないかとという形で私はまとめさせていただいております。

こんなところなんですけども、皆さんのほうから、それぞれまとめていただいたものをわざわざ読んでいただくことは思いませんので、こういう部分に気をつけてまとめたらどうか、ここは絶対外さないほうがいいんじゃないのか、という部分の御意見あったらいただきたいと思っております。

はい、天日さん願います。

- 天 日 委 員 資料、決算のときいただいていますよね。  
そのときに、私1番最初の課題としては不能欠損のあり方っていうことでそれを注視していたわけですが、いろいろ私の持つてる資料やなんかも含めて検討したんですが、最終的に不能欠損のところの、その他っていうところですね、ところで不納決算処分の実施に当たっては、財産調査はもちろんのこと面接による生活状況の把握を行いながら、対象者の担税力、税金を納める力を見きわめですね、一般の納税者に対し不公平感のないように実施しているっていうふうに、このところ出されているものですから、これをですね、このところこうでないかっていう資料を提出することができなかつたものですから、そのところ、私は省いて、省いたわけなんです、一応、このところののってる文章を尊重した場合に、余り強くは言えないなっていう感じを持っておりました。以上です。
- 佐 藤 委 員 長 はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。  
宮田委員お願いします。
- 宮 田 委 員 この内容については、別に問題があるというわけじゃないんですけども、一つですね、ここに入れるか、入れないかは別としてでも、今現実起こっている、コロナの対策で市税の関係も、その他の関係も、この間の結果、臨時議会で1年間の猶予があって、ことしの税収の、税収から来期の税金もかかわってくるという、いうことなんですけども、非常に深刻な問題であると、いうようなことで、こちらのほう、コロナとは書かなくてもいいんですけども、やはり、相談窓口というか、それらあたりのどちらをどこに書いてあるんでしたっけ。  
上の段ですよ、現状のほうに、皆さん帰ってましたね(委員長)。他だ上ですよ。  
それで、現状はわかるんですけど、この取り組みで検討して今後のことで、そっちの相談窓口あるいはという、その強化っていうか、もう一言ちゅうか、入れては、今後のほうに入れておいたらいかがでしょうかということなんです。
- 佐 藤 委 員 長 どうですか皆さん。
- 天 日 委 員 やってますよね。
- 佐 藤 委 員 長 暫時休憩します。
- 休憩 11:31 開議 11:32—
- 佐 藤 委 員 長 はい、はい。それでは休憩を解いて議事を続行します。  
宮田議員のほうから今後の取り組むべき点ということで、収納機会の拡大のための夜間窓口の強化だとか、コロナ対策も含めた経済格差による滞納防止の検討だとかというところを少し盛り込んだらどうかという御意見でありました。  
その他、皆さんのほうからございますか。  
ないようですので、これを皆さんに、はいはいどうぞ
- 天 日 委 員 佐藤委員の言われた外国人の土地所有による固定資産税滞納などの滞納策の検討、これ実際こういうことが今起きてるんでしょうか。
- 佐 藤 委 員 長 マイクいいです。
- 天 日 委 員 ごめんなさい。
- 佐 藤 委 員 長 現状、多分起きてないと思います。これからのことを考えた場合、こういうことが想定されている、想定されるから対応を検討しておいたらどうだっていう考え方ですね。ちょうど言おうと思ってたんですけど、これとあと下のねICTを生かした効率的・効果的な債権管理、調査研究、上も下も調査研究なんですよ、想定されるものというふうに考えていただいて、これは、上に、1番下のICTなんかについても、例えば上に書いてあるね、マイナンバー制度を活用した収納方法の調査研究、これはマイナポータルってやつだと思うんですけども、ここら辺だとか、その上のマルチペイメントネットワークなんていうのも、このICTを活用したっていうところに包含されるのかもしれないですけどもね。  
ただ以前の議論の中で、コンビニ収納だとか、ここら辺の件については費用対効果を見る必要があるよねなんて話もありました。なのでちょっと別々には書いてはみたんですけども、下から三つの件については皆さんの意見にはなかったところなのかなというふうに思ってます。意見が出てきませんので、皆さんのほうからこの点に、この点については、報告の中に文言として入れておいたほうがいいんじゃないかっていう部分、ちょっと挙げていただけますか。

はい、事務局どうぞ。

○ 議 会 事 務 局

外国人の滞納防止策については、いったん私のほうで引き取って調査した上で、その結果を皆さんにお知らせして、最終的に報告書に盛り込むかどうかその段階で判断してはいかがでしょうか。

はい、ちなみに自分担当して空き家の段階では、納税管理人という制度が固定資産税の場合がありまして、国内の居住者に対して国内の居住者が納税を管理するという制度があります。それに伴って、納税通知書の送付先っていうのが納税管理人さんに送付されるということになっています。

実際、国内の例でいけば、例えば親御さんが亡くなられて名義がお父さんお母さんのままだったんで、お子さんがいて、その名義先に送付しなければならない。ただ、登記の書き換え終わってないよというケースにおいては、そういう納税管理人という制度を通じて現の所有者に近いものを出していただいて、並行して登記簿の書換え作業していただくということで、納付書の送付先を、まず確定をさせるということで進めていると思いますので、その具体的な進め方っていうのはどうなっているのかっていうのをちょっと確認した上で皆さんにお知らせして、外国人の滞納対策っていう部分を包含するかどうかというところを確認していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 佐 藤 委 員 長

という事務局からの提案なんでそうしていただきましょうか。もう一つ、ついでにちょっと申しわけないんだけど、一緒に確認してほしいのか、私の書いてる部分でいくと、このコンビニ収納、電子マネー収納、こちら辺、当然、検討してると思うんですけど、検討してない、導入を現在してない理由を聞いてほしいです。

多分、手間がかかるだとか、費用対効果、この町の規模で言うとね、なかなか難しいところだと思うんですけども、その確認だけしてほしいと思います。確認で結構です。

その他、皆さんのほうからありますか。

ないようですので、とりあえず事務局に2点確認していただいた上で、私のほうで原案、たたき台をつくって、皆さんに提案をして、その後たたき台をもとに議論をしていただきたいと思いますが、そんな段取りでよろしいでしょうか。

はい、はい。ということで、今回の総務文教委員会、条例と、条例先に行きましょう条例ね。条例先にいって、今日みたいに時間があれば、たたき台、徴税実務のほうも一緒に行きたいというふうに思いますので、次回、恐らく条例の文言も含めてっていうと、多分、時間かなり厳しいと思いますけども、一応、次回までにはたたき台は用意しておきますので、そんな形でいきたいと思います。

次回の委員会委員についてです。連休明け、ゴールデンウィーク明けということになります。お聞きしましたので…、

—休憩???? 開議 11:46—

○ 佐 藤 委 員 長

はい。休憩を解きます。

次回の委員会の開催は、ゴールデンウィーク中の緊急事態宣言の変更等々も予定、予想されるんですけども、予定として、次回の開催は5月14日木曜日の10時からという形にさせていただいて、変更がある場合は事務局のほうから連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

皆さんのほうからなければ、これで閉じさせていただきますが、よろしいですか。

はい。これで閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

—11:46 閉会—